

平成 2 6 年 度

鹿 嶋 市 予 算 書

目 次

○ 平成26年度鹿嶋市一般会計予算	- - - - -	1
第1表 歳入歳出予算	- - - - -	2
第2表 債務負担行為	- - - - -	8
第3表 地方債	- - - - -	9
○ 平成26年度鹿嶋市国民健康保険特別会計予算	- - - - -	11
第1表 歳入歳出予算	- - - - -	12
○ 平成26年度鹿嶋市後期高齢者医療特別会計予算	- - - - -	17
第1表 歳入歳出予算	- - - - -	18
○ 平成26年度鹿嶋市介護保険特別会計予算	- - - - -	19
第1表 歳入歳出予算	- - - - -	20
○ 平成26年度鹿島臨海都市計画事業鹿嶋市平井東部土地区画整理事業特別会計予算	- - - - -	25
第1表 歳入歳出予算	- - - - -	26

○ 平成26年度鹿島臨海都市計画下水道事業公共下水道特別会計予算	- - - - -	29
第1表 歳入歳出予算	- - - - -	30
第2表 債務負担行為	- - - - -	32
第3表 地方債	- - - - -	33
○ 平成26年度鹿嶋市農業集落排水特別会計予算	- - - - -	35
第1表 歳入歳出予算	- - - - -	36
○ 平成26年度鹿嶋市墓地特別会計予算	- - - - -	37
第1表 歳入歳出予算	- - - - -	38
○ 平成26年度鹿嶋市公共料金等集合支払特別会計予算	- - - - -	39
第1表 歳入歳出予算	- - - - -	40
○ 平成26年度鹿嶋市水道事業会計予算	- - - - -	41
○ 平成26年度鹿嶋市大野区域水道事業会計予算	- - - - -	45

平成 2 6 年 度

鹿 嶋 市 一 般 会 計 予 算

議案第1号

平成26年度鹿嶋市一般会計予算

平成26年度鹿嶋市一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ22,311,602千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成26年2月27日提出

鹿嶋市長 内 田 俊 郎

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 市 税		11,078,591
	1 市 民 税	3,896,464
	2 固 定 資 産 税	6,215,924
	3 軽 自 動 車 税	121,844
	4 市 た ば こ 税	844,359
	* 特 別 土 地 保 有 税	
2 地 方 譲 与 税		316,000
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	80,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	200,000
	3 特 別 と ん 譲 与 税	36,000
3 利 子 割 交 付 金		17,000
	1 利 子 割 交 付 金	17,000
4 配 当 割 交 付 金		32,000
	1 配 当 割 交 付 金	32,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		5,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	5,000
6 地 方 消 費 税 交 付 金		830,000
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	830,000
7 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		21,000
	1 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	21,000
8 自 動 車 取 得 税 交 付 金		64,000
	1 自 動 車 取 得 税 交 付 金	64,000

(単位：千円)

款	項	金 額
9 地 方 特 例 交 付 金		30,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	30,000
10 地 方 交 付 税		290,000
	1 地 方 交 付 税	290,000
11 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		9,718
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	9,718
12 分 担 金 及 び 負 担 金		382,962
	1 負 担 金	382,962
13 使 用 料 及 び 手 数 料		204,893
	1 使 用 料	140,746
	2 手 数 料	64,147
14 国 庫 支 出 金		3,049,660
	1 国 庫 負 担 金	2,389,235
	2 国 庫 補 助 金	645,859
	3 委 託 金	14,566
15 県 支 出 金		1,439,009
	1 県 負 担 金	799,433
	2 県 補 助 金	507,153
	3 委 託 金	132,423
16 財 産 収 入		18,684
	1 財 産 運 用 収 入	10,184
	2 財 産 売 払 収 入	8,500

(単位：千円)

款		項	金 額
17 寄 附 金			100
	1 寄 附 金		100
18 繰 入 金			1, 417, 686
	1 特 別 会 計 繰 入 金		151
	2 基 金 繰 入 金		1, 417, 535
19 繰 越 金			150, 000
	1 繰 越 金		150, 000
20 諸 収 入			673, 099
	1 延 滞 金 , 加 算 金 及 び 過 料		30, 001
	2 市 預 金 利 子		400
	3 貸 付 金 元 利 収 入		58, 658
	4 受 託 事 業 収 入		711
	5 雑 入		583, 329
21 市 債			2, 282, 200
	1 市 債		2, 282, 200
歳 入 合 計			22, 311, 602

(歳 出)

(単位：千円)

款		項	本年度予算額
1 議 会 費			221,073
		1 議 会 費	221,073
2 総 務 費			2,591,146
		1 総 務 管 理 費	1,924,337
		2 徴 税 費	405,895
		3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	129,726
		4 選 挙 費	49,808
		5 統 計 調 査 費	78,974
		6 監 査 委 員 費	2,406
3 民 生 費			8,475,200
		1 社 会 福 祉 費	3,561,826
		2 児 童 福 祉 費	3,802,300
		3 生 活 保 護 費	1,111,074
4 衛 生 費			2,876,326
		1 保 健 衛 生 費	1,328,721
		2 清 掃 費	1,547,605
5 労 働 費			634
		1 労 働 諸 費	634
6 農 林 水 産 業 費			447,887
		1 農 業 費	433,911
		2 林 業 費	5,462
		3 水 産 業 費	8,514

(単位：千円)

款		項	本年度予算額
7 商	工	費	162,657
			1 商 工 費 162,657
8 土	木	費	1,818,182
			1 土 木 管 理 費 57,180
			2 道 路 橋 り よ う 費 799,881
			3 都 市 計 画 費 414,435
			4 下 水 道 費 497,064
			5 住 宅 費 49,622
9 消	防	費	951,687
			1 消 防 費 951,687
10 教	育	費	2,762,536
			1 教 育 総 務 費 441,885
			2 小 学 校 費 404,130
			3 中 学 校 費 311,191
			4 幼 稚 園 費 223,190
			5 社 会 教 育 費 676,428
			6 保 健 体 育 費 705,712
11 災 害 復 旧	費		54,237
			1 公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 費 4,000
			2 東 北 地 方 太 平 洋 沖 地 震 災 害 復 旧 費 50,237
12 公	債	費	1,821,079
			1 公 債 費 1,821,079

(単位：千円)

款		項	本年度予算額
13 諸 支 出 金			78,958
	1 基 金 費		78,958
14 予 備 費			50,000
	1 予 備 費		50,000
歳 出 合 計			22,311,602

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
住宅復興資金利子補給（平成26年度）	平成27年度から 平成29年度まで	5,400
高等学校卒業者雇用奨励金（平成26年度）	平成27年度	2,400

第 3 表 地方債

(単位:千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
防災施設整備事業	10,800	普通貸借 又は 証券発行 (他の地方公 共団体との共 同発行を含む)	4.0%以内 ただし、利率見直し方式 で借り入れる資金につい て、利率の見直しを行っ た後においては、当該見 直し後の利率	政府資金については、その融資条 件により、銀行その他の場合には、そ の債権者と協定するものによる。ただ し、市財政の都合により据置期間及 び償還期限を短縮し、又は繰上償還 もしくは低利に借換えすることができ る。
市庁舎等整備事業	63,100			
災害援護資金貸付事業	29,500			
保育園施設整備事業	416,700			
鹿嶋斎苑改修事業	15,000			
し尿処理施設大規模改修事業	97,500			
保健センター整備事業	322,600			
農業農村整備事業	25,200			
駐車場整備事業	12,200			
道路整備事業	113,500			
道路整備事業（社会資本整備総合交付金）	154,300			
平成 21 年度市場公募債借換債（排水整備事業）	56,000			
区画道路整備事業	41,400			
消防施設整備事業	22,800			
小学校施設整備事業	16,200			
中学校施設整備事業	43,700			
社会教育施設等整備事業	110,500			
道路災害復旧事業	33,000			
農業用施設災害復旧事業	11,200			
臨時財政対策債	687,000			
計	2,282,200			

平成 2 6 年 度

鹿 嶋 市 国 民 健 康 保 険 特 別 会 計 予 算

議案第 2 号

平成 2 6 年度鹿嶋市国民健康保険特別会計予算

平成 2 6 年度鹿嶋市国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 8, 5 8 4, 3 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1 0 0, 0 0 0 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成 2 6 年 2 月 2 7 日提出

鹿嶋市長 内 田 俊 郎

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 国民健康保険税		2,163,594
	1 国民健康保険税	2,163,594
2 一部負担金		2
	1 一部負担金	2
3 使用料及び手数料		1,361
	1 手数料	1,361
4 国庫支出金		2,007,010
	1 国庫負担金	1,546,801
	2 国庫補助金	460,209
5 療養給付費等交付金		328,355
	1 療養給付費等交付金	328,355
6 前期高齢者交付金		2,050,160
	1 前期高齢者交付金	2,050,160
7 県支出金		469,713
	1 県負担金	54,408
	2 県補助金	415,305
8 共同事業交付金		860,051
	1 共同事業交付金	860,051
9 財産収入		1
	1 財産運用収入	1
10 繰入金		655,285
	1 他会計繰入金	555,285

(単位：千円)

款	項	金 額
	2 基 金 繰 入 金	100,000
11 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
12 諸 収 入		48,767
	1 延 滞 金 , 加 算 金 及 び 過 料	30,003
	2 預 金 利 子	1
	3 受 託 事 業 収 入	1
	4 雑 入	18,762
歳 入 合 計		8,584,300

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	本年度予算額
1 総 務 費		59,521
	1 総 務 管 理 費	39,219
	2 徴 税 費	19,925
	3 運 営 協 議 会 費	377
2 保 険 給 付 費		5,684,982
	1 療 養 諸 費	5,043,581
	2 高 額 療 養 諸 費	567,881
	3 移 送 費	200
	4 出 産 育 児 諸 費	65,520
	5 葬 祭 諸 費	7,800
3 後 期 高 齢 者 支 援 金 等		1,290,513
	1 後 期 高 齢 者 支 援 金 等	1,290,513
4 前 期 高 齢 者 納 付 金 等		941
	1 前 期 高 齢 者 納 付 金 等	941
5 老 人 保 健 拠 出 金		46
	1 老 人 保 健 拠 出 金	46
6 介 護 納 付 金		533,406
	1 介 護 納 付 金	533,406
7 共 同 事 業 拠 出 金		941,515
	1 共 同 事 業 拠 出 金	941,515
8 保 健 事 業 費		56,766
	1 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	47,436

(単位：千円)

款	項	本年度予算額
	2 保 健 事 業 費	9,330
9 積 立 金		1
	1 基 金 積 立 金	1
10 諸 支 出 金		6,609
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	6,609
11 予 備 費		10,000
	1 予 備 費	10,000
歳 出 合 計		8,584,300

平成 2 6 年 度

鹿 嶋 市 後 期 高 齡 者 医 療 特 別 会 計 予 算

議案第 3 号

平成 2 6 年度鹿嶋市後期高齢者医療特別会計予算

平成 2 6 年度鹿嶋市後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4 7 0, 1 0 3 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

平成 2 6 年 2 月 2 7 日提出

鹿嶋市長 内 田 俊 郎

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		362,901
	1 後期高齢者医療保険料	362,901
2 使用料及び手数料		150
	1 手数料	150
3 繰入金		102,640
	1 一般会計繰入金	102,640
4 繰越金		2,400
	1 繰越金	2,400
5 諸収入		2,012
	1 延滞金，加算金及び過料	211
	2 償還金及び還付加算金	1,801
歳入合計		470,103

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 後期高齢者医療広域連合納付金		468,152
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	468,152
2 諸支出金		1,951
	1 償還金及び還付加算金	1,801
	2 繰出金	150
歳出合計		470,103

平成 2 6 年 度

鹿 嶋 市 介 護 保 険 特 別 会 計 予 算

議案第4号

平成26年度鹿嶋市介護保険特別会計予算

平成26年度鹿嶋市介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,626,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成26年2月27日提出

鹿嶋市長 内 田 俊 郎

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 保険料		806,039
	1 介護保険料	806,039
2 使用料及び手数料		160
	1 手数料	160
3 国庫支出金		695,632
	1 国庫負担金	607,014
	2 国庫補助金	88,618
4 支払基金交付金		1,012,684
	1 支払基金交付金	1,012,684
5 県支出金		533,183
	1 県負担金	516,000
	2 県補助金	17,183
6 財産収入		54
	1 財産運用収入	54
7 繰入金		578,090
	1 一般会計繰入金	497,961
	2 基金繰入金	80,129
8 繰越金		1
	1 繰越金	1
9 諸収入		157
	1 延滞金，加算金及び過料	152
	2 預金利子	1

(単位：千円)

款	項	金 額
	3 雑 入	4
歳 入	合 計	3,626,000

(歳 出)

(単位：千円)

款		項	金 額
1 総 務 費			49,008
		1 総 務 管 理 費	5,933
		2 徴 収 費	5,787
		3 介 護 認 定 審 査 会 費	36,108
		4 趣 旨 普 及 費	1,180
2 保 険 給 付 費			3,471,624
		1 介 護 サ ー ビ ス 等 諸 費	3,029,790
		2 介 護 予 防 サ ー ビ ス 等 諸 費	171,294
		3 そ の 他 諸 費	3,636
		4 高 額 介 護 サ ー ビ ス 等 費	63,468
		5 高 額 医 療 合 算 介 護 サ ー ビ ス 等 費	7,380
		6 特 別 給 付 費	16,200
		7 特 定 入 所 者 介 護 サ ー ビ ス 等 費	179,856
3 地 域 支 援 事 業 費			100,444
		1 介 護 予 防 ・ 日 常 生 活 支 援 総 合 事 業 費	36,591
		2 包 括 的 支 援 事 業	63,853
4 積 立 金			54
		1 基 金 積 立 金	54
5 諸 支 出 金			1,870
		1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	1,869
		3 繰 出 金	1

(単位：千円)

款		項	金 額
6 予	備	費	3,000
		1 予	備 費
歳 出 合 計			3,626,000

平成 2 6 年 度

鹿島臨海都市計画事業鹿嶋市平井東部
土地区画整理事業特別会計予算

議案第 5 号

平成 2 6 年度鹿島臨海都市計画事業鹿嶋市平井東部土地区画整理事業特別会計予算

平成 2 6 年度鹿島臨海都市計画事業鹿嶋市平井東部土地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 3 9, 0 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1 0 0, 0 0 0 千円と定める。

平成 2 6 年 2 月 2 7 日提出

鹿嶋市長 内 田 俊 郎

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		83,340
	1 負担金	83,340
2 使用料及び手数料		3
	1 手数料	3
4 財産収入		1
	1 財産運用収入	1
5 繰入金		55,000
	1 他会計繰入金	55,000
6 繰越金		655
	1 繰越金	655
7 諸収入		1
	1 雑入	1
* 国庫支出金		
	* 国庫補助金	
* 市債		
	* 市債	
歳入合計		139,000

(歳 出)

(単位：千円)

款		項	本年度予算額
1 都 市 計 画 費			137,832
	1 土 地 区 画 整 理 費		137,832
2 公 債 費			167
	1 公 債 費		167
3 諸 支 出 金			1
	1 基 金 費		1
4 予 備 費			1,000
	1 予 備 費		1,000
歳 出 合 計			139,000

平成 2 6 年 度

鹿 島 臨 海 都 市 計 画 下 水 道 事 業
公 共 下 水 道 特 別 会 計 予 算

議案第6号

平成26年度鹿島臨海都市計画下水道事業公共下水道特別会計予算

平成26年度鹿島臨海都市計画下水道事業公共下水道特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,706,360千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、400,000千円と定める。

平成26年2月27日提出

鹿嶋市長 内 田 俊 郎

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		20,730
	1 分担金	300
	2 負担金	20,430
2 使用料及び手数料		506,657
	1 使用料	506,047
	2 手数料	610
3 国庫支出金		198,000
	1 国庫補助金	198,000
4 県支出金		90
	1 県補助金	90
5 財産収入		47
	1 財産運用収入	47
6 繰入金		465,000
	1 他会計繰入金	465,000
7 繰越金		6,935
	1 繰越金	6,935
8 諸収入		1
	1 雑入	1
9 市債		508,900
	1 市債	508,900
歳入合計		1,706,360

(歳 出)

(単位：千円)

款		項	金 額
1 総	務 費		108, 158
		1 総 務 管 理 費	108, 158
2 下	水 道 費		919, 733
		1 下 水 道 費	919, 733
3 公	債 費		673, 469
		1 公 債 費	673, 469
4 予	備 費		5, 000
		1 予 備 費	5, 000
歳 出 合 計			1, 706, 360

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
下水汚泥処分委託	平成27年度から 平成28年度まで	119,216

第3表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道整備事業	412,900	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内 ただし、利率見直し方式 で借り入れる資金につい て、利率の見直しを行った 後においては、当該見直し 後の利率	政府資金については、その融資条件 により、銀行その他の場合には、その債 権者と協定するものによる。ただし、市 財政の都合により据置期間及び償還期 限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利 に借換えすることができる。
下水道資本費平準化債	96,000			
計	508,900			

平成 2 6 年 度

鹿 嶋 市 農 業 集 落 排 水 特 別 会 計 予 算

議案第 7 号

平成 2 6 年度鹿嶋市農業集落排水特別会計予算

平成 2 6 年度鹿嶋市農業集落排水特別会計の予算は，次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は，歳入歳出それぞれ 7 1, 0 5 8 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は，「第 1 表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第 2 条 地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は，3 0, 0 0 0 千円と定める。

平成 2 6 年 2 月 2 7 日提出

鹿嶋市長 内 田 俊 郎

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		11
	1 負担金	11
2 使用料及び手数料		17,507
	1 使用料	17,507
3 繰入金		53,039
	1 他会計繰入金	53,039
4 繰越金		500
	1 繰越金	500
5 諸収入		1
	1 雑入	1
歳入合計		71,058

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 農業集落排水費		34,421
	1 総務管理費	34,421
2 公債費		36,137
	1 公債費	36,137
3 予備費		500
	1 予備費	500
歳出合計		71,058

平成 2 6 年 度

鹿 嶋 市 墓 地 特 別 会 計 予 算

議案第 8 号

平成 2 6 年度鹿嶋市墓地特別会計予算

平成 2 6 年度鹿嶋市墓地特別会計の予算は，次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は，歳入歳出それぞれ 1 8, 0 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は，「第 1 表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第 2 条 地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は，1 0, 0 0 0 千円と定める。

平成 2 6 年 2 月 2 7 日提出

鹿嶋市長 内 田 俊 郎

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		7,381
	1 使用料	7,381
3 繰越金		10,619
	1 繰越金	10,619
* 繰入金		
	* 他会計繰入金	
歳入	合計	18,000

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 墓園費		4,089
	1 墓園費	4,089
2 公債費		13,411
	1 公債費	13,411
3 予備費		500
	1 予備費	500
歳出	合計	18,000

平成 2 6 年 度

鹿嶋市公共料金等集合支払特別会計予算

議案第 9 号

平成 2 6 年度鹿嶋市公共料金等集合支払特別会計予算

平成 2 6 年度鹿嶋市公共料金等集合支払特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3 3 4, 2 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

平成 2 6 年 2 月 2 7 日提出

鹿嶋市長 内 田 俊 郎

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 繰替金収入		334,200
	1 繰替金収入	334,200
歳入合計		334,200

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 集合支払費		334,200
	1 集合支払費	334,200
歳出合計		334,200

平成 2 6 年 度

鹿 嶋 市 水 道 事 業 会 計 予 算

議案第10号

平成26年度鹿嶋市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成26年度鹿嶋市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数	15,500 戸
(2) 年 間 総 給 水 量	4,745,000 m ³
(3) 一 日 平 均 給 水 量	13,000 m ³
(4) 主要な建設改良工事	配水施設工事 81,379 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入 第1款 事 業 収 益	1,349,318 千円
第1項 営 業 収 益	1,323,987 千円
第2項 営 業 外 収 益	25,331 千円
支 出 第1款 事 業 費	1,415,284 千円
第1項 営 業 費 用	1,325,834 千円
第2項 営 業 外 費 用	70,667 千円
第3項 特 別 損 失	13,783 千円
第4項 予 備 費	5,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額154,500千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度及び当年度分損益勘定留保資金にて補てんする。）。

収 入	第1款	資 本 的 収 入	68,200 千円
	第1項	企 業 債	60,000 千円
	第2項	出 資 金	0 千円
	第3項	補 助 金	0 千円
	第4項	負 担 金	8,200 千円
支 出	第1款	資 本 的 支 出	222,700 千円
	第1項	建 設 改 良 費	86,101 千円
	第2項	企 業 債 償 還 金	136,599 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	配水施設整備事業及び石綿セメント管更新事業
限 度 額	60,000 千円
起債の方法	普通貸借又は証券発行
利 率	4.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後については、当該見直し後の利率
償還の方法	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の借入れの最高限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営 業 費 用
- (2) 営 業 外 費 用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	59,038 千円
(2) 交際費	100 千円
(3) 特別損失	4,354 千円
(4) 賞与等引当金繰入額	4,354 千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、9,923千円と定める。

平成26年2月27日提出

鹿嶋市長 内 田 俊 郎

平成 2 6 年 度

鹿 嶋 市 大 野 区 域 水 道 事 業 会 計 予 算

議案第11号

平成26年度鹿嶋市大野区域水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成26年度鹿嶋市大野区域水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数	3,750 戸
(2) 年 間 総 給 水 量	580,350 m ³
(3) 一 日 平 均 給 水 量	1,590 m ³
(4) 主要な建設改良工事	配水施設工事 235,791 千円

(収益的收入及び支出)

第3条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入 第1款 事 業 収 益	310,480 千円
第1項 営 業 収 益	166,327 千円
第2項 営 業 外 収 益	144,153 千円
支 出 第1款 事 業 費	346,102 千円
第1項 営 業 費 用	298,271 千円
第2項 営 業 外 費 用	45,436 千円
第3項 特 別 損 失	1,395 千円
第4項 予 備 費	1,000 千円

(資本的收入及び支出)

第4条 資本的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額104,527千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額、及び過年度分損益勘定留保資金にて補てんする。）。

収 入	第1款	資 本 的 収 入	222,760 千円
	第1項	企 業 債	90,000 千円
	第2項	出 資 金	57,960 千円
	第3項	補 助 金	70,000 千円
	第4項	負 担 金	4,800 千円
支 出	第1款	資 本 的 支 出	327,287 千円
	第1項	建 設 改 良 費	237,230 千円
	第2項	企 業 債 償 還 金	90,057 千円

(企業債)

第5条 起債の目的, 限度額, 起債の方法, 利率及び償還の方法は, 次のとおりと定める。

起債の目的	配水施設整備事業
限 度 額	90,000 千円
起債の方法	普通貸借又は証券発行
利 率	4.0%以内 ただし, 利率見直し方式で借り入れる資金について, 利率の見直しを行った後については, 当該見直し後の利率
償還の方法	政府資金については, その融資条件により, 銀行その他の場合には, その債権者と協定するものによる。ただし, 財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し, 又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の借入れの最高限度額は, 100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は, 次のとおりと定める。

- (1) 営 業 費 用
- (2) 営 業 外 費 用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	7,507 千円
(2) 交際費	50 千円
(3) 特別損失	523 千円
(4) 賞与等引当金繰入額	523 千円

(他会計からの補助金)

第9条 大野区域水道事業のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、89,240千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、2,151千円と定める。

平成26年2月27日提出

鹿嶋市長 内 田 俊 郎

